

横浜事件・刑事補償決定に対する見解

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部

横浜地方裁判所は、去る二月四日、横浜事件の犠牲者小野康人氏等五氏にかかる再審請求人である遺族らの刑事補償請求に対して、各氏の拘留期間につき刑事補償法の許容する最高額(1日12,500円)を補償する旨の決定をしました。

この決定は、四次にわたる再審裁判において実体審理をすれば無罪判決となるべきものを、それを回避して免訴判決をした裁判所が、今回の刑事補償請求手続きを借りて小野氏等各氏に無罪の判断を示したものです。

この決定における裁判所の無罪の判断は、当時の神奈川県警特高警察の野蛮極まりない拷問の数々によってでっち上げられた事件として極めて当然のことですが、再審請求人をして再審裁判をしたうえに、さらに刑事補償請求をしなければ無辜の罪をそそぐことができないところに、治安維持法犠牲者に対する現在の司法救済の限界をはっきりと示しています。

しかも、この決定は、小野氏をはじめ横浜事件の犠牲者らは、治安維持法が目的とした「コミンテルンと日本共産党の目的遂行のためにする意思をもって行為をした事実がない」ことが無罪の理由となっていますが、「コミンテルンと日本共産党の目的」としている「国体の変革」「私有財産制度の否認」自体を犯罪として処罰する治安維持法自体を思想・信条・表現の自由など基本的人権の重大な侵害をもたらした悪法として断罪したものではありません。この点では、横浜事件の犠牲者らは、小野氏等を含めて、いまだ戦争と弾圧の歴史からの完全な救済がなされたものではないと指摘しなければなりません。言い換えれば、治安維持法の有効性を前提に、こまかな事実認定をしながらその構成要件に該当する事実はなかったということが前提になっていて、治安維持法の存在自体が人道上許されない悪法であったということにはまったく触れられず、犠牲者とその遺族の求めたものとの間にも大きな距離があります。

この決定は、刑事補償額の算定において、特高警察による拷問をした警察当局はもちろん、拷問の事実を知りながら虚偽の自白を証拠として公訴を提起して裁判を進行させた検察当局と、それにもとづく有罪判決をした裁判官に過失

の責任があると認定していますが、警察、検察、裁判所（裁判官）に本来問われるべき責任とは、このように矮小化された過失責任だけにとどまるものではありません。軍国主義支配のために、警察、検察、裁判所が一体となって国民の人権を蹂躪する暗黒裁判を推し進めたという歴史的責任であり、過去の戦争と人道に反する罪に対する深刻な反省にもとづくものでなければなりません。

治安維持法犠牲者は、横浜事件の犠牲者のように無辜の罪に問われた者にとどまらず、主権在民、自由と人権の保障、男女平等の実現、財閥と大地主の横暴をおさえて国民の暮らしを守る、植民地支配と他国・他民族への侵略戦争に反対するなどの要求を掲げて闘った人々など、その数は数十万人におよぶとされています。そして、日本国憲法の精神に照らすならば、これらすべての犠牲者に対して、国の謝罪と包括的な法的救済措置が執られなければなりません。

前世紀の悪の遺産を清算しようとする動きは、最近のドイツやスペインの犠牲者救済法の制定に見られるように、世界的な趨勢となっています。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、今日まで四〇年以上にわたり、毎年、国が治安維持法を人道に反する悪法と認め、治安維持法犠牲者全員に対して謝罪と賠償を行い、犠牲者の犠牲の実態を国の責任で調査・公表することを求めて、国会請願行動に取り組んできました。この活動は「戦後補償」問題の抜本的解決の道を切り開くために改めて重要になっています。

私たちは、横浜事件の再審裁判に取り組まれた犠牲者とその遺族・請求人の皆さまの長期にわたるご努力に心から敬意を表しますとともに、さらに皆さまの願いの実現のためにも、国の謝罪と賠償の実現を目指して、奮闘することを改めて表明するものです。